平成２４年（フ）第３９３号
群馬県伊勢崎市連取町3075番地１　シルクマンション302
破産者　柴田　　勲
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２９０号
横浜市神奈川区神之木台38番４号
破産者　高田　正和
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５５号
神奈川県大和市下鶴間4389番地37、開始決定時の住所神奈川県大和市下鶴間1793番地12
破産者　佐藤　　功
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５６号
神奈川県大和市深見台４丁目13番18号　ユニオンガーデン大和304号
破産者　佐藤　勝美
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１５号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目５番８―206号
破産者　田中　静子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８５号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目10番３―809号
破産者　鈴木　　憲
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２３６号
横浜市神奈川区神大寺１丁目21番25号　山崎ハイツ101号
破産者　今鷹　裕一
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５７号
横浜市保土ケ谷区今井町519番地２　グレイス保土ケ谷202号
破産者　石原　資朗
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９６号
福井市豊岡２丁目１番６号　市営住宅東安居団地６号館440号
破産者　山口　彰規
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
福井市福新町2104番地１
破産者　石村　建志
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
福井市中荒井町第２号16番地　エグレット２101号室、旧住所福井県越前市馬上免町第２号５番地
破産者　佐々木大輔
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
福井市江守中町第７号45番地14
破産者　卯西　千世
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
福井県鯖江市落井町第47号５番地２
破産者　千万絵里子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５８号
愛知県日進市浅田町茶園１番地35
破産者　ベルエキップこと　浅井　英治
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４６号
名古屋市緑区鳴海町字京田23番地　エステート鳴海601号室、住民票上の住所名古屋市緑区鳴海町字片坂１番地の１
破産者　黒野　敬子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８０号
愛知県常滑市字広内19番地
破産者　松本　浩嗣
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３１号
愛知県春日井市上条町１丁目２番地３　ｐｒｉｍｉｙｅｌｌ　ＪＹＯＪＹＯ402号
破産者　中嶋　将規
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８９８号
名古屋市緑区六田２丁目36番地
破産者　犬飼商店こと　犬飼　　弘
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７０号
京都府向日市寺戸町西田中瀬３－１　ＦＯＲＵＭ東向日２階231号室、住民票上の住所京都市下京区醒ケ井通高辻下る住吉町484番地１　アンビエント高辻通1102号
破産者　浅山　　務
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係